

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人京遊連社会福祉基金（以下「この法人」という。）の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給等)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び評議員には、年間1万円を上限とする報酬を支給することができる。
- 5 非常勤役員のうち、理事長の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 6 代表理事である理事長の報酬は月額とし、支給日は、毎月25日(支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。)とし、支給方法は、法令に基づき、その報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

### (報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の方々の報酬月額は、50万円までの範囲内とする。

- 2 各々の報酬月額は、別表1「常勤役員報酬表」のうちから、常勤理事の報酬月額にあっては、理事長が理事会の承認を得て決め、また、常勤監事の報酬月額にあっては、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 3 非常勤役員のうち、理事長である代表理事の報酬は、年間総額300万円までの範囲内で理事会の決議を経て、決定する。

### (報酬の支給)

第5条 報酬の支給日は、毎月25日(支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。)とし、支給方法は、法令に基づき、その報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で支給する。

### (退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給することができる。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、別表2「常勤役員退職慰労金支給基準」に基づき、報酬月額に在職年数毎の退職時の報酬月額に対する支給基準を乗じた額とする。ただし、在職年数は就任日より4年間を上限とする。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張費用（宿泊費を含む）を別に定める旅費規程定に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

- 附則
- 1 この規程は、公益財団法人への移行登記の日から実施する。
  - 2 この規定は、平成25年3月15日から実施する。
  - 3 この規程は、平成31年4月1日から実施する。

(別表1) 常勤役員報酬表

号	月 額 (円)
1	200,000
2	250,000
3	300,000
4	350,000
5	400,000
6	450,000
7	500,000

(別表2) 常勤役員退職慰労金支給基準

在職年数	報酬月額に対する支給基準
1年	0.6
2年	1.2
3年	2.0
4年	3.0

(在職年数が1年未満のものにあつては切り捨てることとする。)